

とう 闘 か 華

発行:ユニオン東京合同
発行人:佐藤陽治
東京都千代田区三崎町2-17-8 皆川ビル301
TEL&FAX 03-3262-4440
メール info@union-tg.org
ブログ <http://blog.union-tg.org/>
ホームページ <http://www.union-tg.org/>
郵便振替 00110-8-120661

ブリタニカ中労委闘争 最終段階へ！ ブリタニカ分会闘争報告

2006年8月29日に中労委に再審査申立書を提出して以来1年7ヶ月をかぞえる、本年3月4日の第3回審問で渡辺章公益委員は、組合が昨年12月12日付で提出した奥井社長の証人等出頭命令申立に対して「必要ない」と却下宣言したうえで強圧的に結審を宣告し、立て続けに4月21日までに最終意見陳述書を提出するようにと告げて、そそくさと退室した。

通常は、新たな場を設けて最終意見陳述書の期限を決めるのだが、それを省いて早期に命令を出したかったのだろう。中労委では1年半で終わることを大目標にしているからだ。

組合は、審問の内容批判も含めて最終意見陳述書の提出期限があまりにも短いと抗議した。これに対し渡辺委員は職権で提出期限を5月30日までと訂正した。

3回の審問をやらせた！

中労委は、審問は1回のみ、午前中主尋問、午後から反対尋問の時間とし、これ1回で結審とする方針をとっている。地方から出てくる人に負担をかけないためというのが公式の見解だが、こうした中では、審問を通じて実体的真実を解明しようという姿勢はみじんも見られず、救済命令が極めて稀少という現在の実態につながっている。

中労委に対して審問を3回も開かせることができたのは何故か！

第1の理由は、都労委での初審において、日本ブリタニカの事業閉鎖、全員解雇の原因とされている、シカゴ本社から2001年3月末に閉鎖の

通告を受けたとされていることについて、事実がなんら解明されていないことに渡辺委員が関心を持ってしまったからだ。これは至極当然のことである。渡辺委員は会社に対し奥井社長の証人出頭と、事業閉鎖をめぐる状況についての陳述書の提出を職権で要請した。渡辺委員の腰の引けた要請を会社側は無視して拒否の回答文書を提出したらしい。この事件を使って組合は、会社回答の開示要求、中労委の要請を拒否できる法的根拠の提示要求をテコにして第2回審問を開かせ、その審問で、改正労組法中、唯一組合が使える、物件または証人出頭命令申立のうち、奥井社長の証人出頭命令申立書提出を渡辺委員に正式に認めさせたのである。この結果として本年3月4日の第3回審問の開催となった。

第2は、組合が本件争議解決には不可欠であるとして、一貫して奥井社長証人を要求し続けてきたことである。本年4月で37回を数える団交に一度として奥井社長は出てこず、会社でも居留守を使っている。事業閉鎖を決め、340名の労働者を一瞬のもとに解雇したという、実態的事実の説明がなされていないのである。組合は都労委でも強制権限の発動を要求したが、無視、抹殺された。中労委でも最初から奥井証人を要求し続けてきた。

渡辺委員は、せっかくのまともな、自ら出した証人出頭要請に対する会社の拒否回答を容認し、組合には「料金を課してまで命令を出すまでもない」と却下理由をのべ、ブリタニカ事件の本質を闇に葬り去ろうとしているのである。

第3は、中労委渡辺委員の訴訟指揮のミスと、

会社側に著しく偏った審問指揮を徹底的に突きまくったことである。一方的な最終意見陳述書の提出期限の押し付けを始めとして、組合に対し、自らの証人要請に対する会社側の拒否回答書の開示を認めなかったこと、組合の奥井社長証人出頭命令申立書に対する会社側回答書の開示を認めなかったことなど、組合の文書は全て会社側に示して、組合に

は開示しない。公平、中立性、透明性が全く欠如した渡辺委員の審問指揮は、数えればきりが無いほどだ。5月2日提出の最終準備書面()は、こうした事実を徹底的に明らかにし、渡辺委員の組合を勝たせない指揮を糾弾している。しかし、これが中労委の実体である。

育成会分会報告

私は間違っているのか、誰か答えてください！ ~育成会分会員からの訴え

育成会で働き出して

私は1997年11月から社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会(以下、法人)で「臨時職員」という「非正規職員」として働いています。

「水戸事件」(<http://www.iris.dti.ne.jp/~globe/>)という障害者虐待の事件があって、もともとその被害者救出・現地での支援活動をしていたころに出会いがあり、育成会で働くようになって、以後資料作成・整理等を担当してきました。

2007年4月21日付けで育成会理事会が承認した「特別監査報告書」により、当時の事務局長が突然不当解職処分されることになり、職員がみんな法人に異議を訴え闘ってきましたが、2007年12月から2008年1月に合計6人の職員が退職という事態になりました。この時は一瞬ながら迷いましたが、私は残ってがんばろうと決心しました。それというのも、ほかの人が辞めるからといって私も辞めるべき

だということではないと思ったからでした。しかし、そんな私に法人の、さまざまな攻撃が始まりました。

一方的な法人の態度

2008年1月21日から職務内容が大きく変わったので、雇入れ通知を新たに出してほしいと常務理事にお願いしてきましたが、結局、3月27日まで放っておかれたのでした。4月1日にアパート自宅の集合ポストに法人側からの速達があるのを見つけました。その速達には、「2008年1月21日から3月31日までの雇入通知書」と「2008年4月1日から2009年3月31日までの雇入通知書」が同封されていました。この2つの文章は内容が大きく違うもので、私は大変困惑しました。法人には職場や団交の場、都労委調査の場で説明を求めても放っておかれ、拳句のはてに契約が切れる直前に送りつけられてきたのです。それ以来私は怖くなって集合ポストを見ることができなくなりました。

正規職員要求と派遣増員の攻撃

この間、私は正規職員への登用の要求を組合員として行っていますが、法人は、非正規を正規職と同等待遇しなければいけないのに、「長年、正規職にできなかったのは、なにかあったからだと思う。だからこれからはしない。」(?)というような説明をしたりして「予算がないので正規職をいれられない」としています。そう言いながら派遣職員には時間給で私の倍以上を払い、増員しています。自分はなぜ



全日本育成会全国大会でのK組合員の資料販売の様子

時給が10年間据え置きのみ増額の検討もされないのかを考えると、いやがおうでも疑問が沸いてきます。

個別ヒヤリングに悔しさ噴出

4月2日、役員が一人一人の職員の意向や仕事の進捗、課題などを聞くということで個別ヒヤリングが行われました。私のときは副島理事長、前日に赴任したばかりの藤村事務局長、山内副理事長が担当でした。今回の雇入通知について自分としては内容に納得していないことや、おかしいと思う点につい



全日本育成会全国大会での職員の会場での資料販売の様子

て意見を言いました。法人の責任者である理事長から「君の仕事はよくわからない」と言われて、情けなく、どうしようもなく空しい気持ちになり、立ち直れない状態になりました。(面接は1時間30分以上もかかりました。)



水戸事件(水戸アカス紙器事件)民事裁判勝利判決

腰痛症を発症!

08年1月21日より、今までやっていた資料作成などの仕事から、刊行物の発送等の仕事に急遽、変更がありました。1月21日の段階でFAX・メールなどに70通以上注文がたまっていました。すべてがすでに2週間以上放置されていたもので、私は新しく慣れない仕事に対して十分な説明がなく注意すべき安全配慮についても知らされず、「マニュアル」を渡されただけで、そのうえ、宅配便のラベルを打ち出すプリンターが壊れていました。これも対応を求めましたが、今も放置されています(2008年4月末現在)。おかげで何回も宛名を手で書くことになっていきます。

2月21日に全国の養護学校の教科書の大量の発送作業があり、私はひとりで段ボール箱25箱以上を扱い腰を痛め、5月2日現在も重症な腰痛症で歩くのもままならず、仕事も休んでいる状態です。

「腰とか精神的なダメージは、自分の仕事のやり方がまずいなのか、能力がないためなのか、自己責任なのか? どうなのだろうか」と考え込んでしまいます。そして、法人側から「...正職員になれなかったのは推して知るべし」とか「...あなたは、何やってたのか把握していません」とか言われたショックで考え込んでしまいます。

私は、今の「職場」で納得して働きたいと思っています。そして「労働組合員として法人側と(仕事の内容・休暇の問題・労災・診断書提出時期・過去分も含む労働契約等々)「労使対等」「信義誠実」に交渉していきたい」と考えています。

今に至る職場のことがあってから、「水戸事件」などで大変お世話になっていました関係者へは声も掛けられなくなり、私自身の生活も大変余裕がなくひっぱくする状態になり、体調も崩していますが、私は自分なりに10年、精一杯一生懸命やってきたつもりです。いったい私のどこが間違っているのか皆様にお聞きしたい心境です。

私はこれからもみなさんと一緒にやっていきたいので、ご支援をお願いします。

コラム 「テリブル・ツウ」弁護士

ブリタニカ側についている男澤弁護士と、育成会側についている伊藤弁護士は、共に経営法曹会議という、弁護士の一団体に所属している旧知の間柄だ。経営法曹会議は全国約450名の団体で、会の目的は「労使関係の健全正常な発展に寄与する」と称しているが、日本経団連のまるで下請けであり、「労使関係の健全」の中身は知れたものだ。

自己主張が芽生えて何でも「嫌っ」と言うようになり、母親を困らせる2歳児を称してテリブル・ツウと言うそうだ。男澤や、伊藤のやり口は、まるでそっくりではないか。

東京の争議団でも、高井、河本、石碕、高下などという名だたる「経営法曹弁護士」が闘争相手になっている。彼ら弁護士が実際にやっていることは、争議の解決ではなく、争議の激化であり、実質団交拒否、仮処分・間接強制など、悪質なやり口をとっている。彼らは争議解決よりも解決せずに争議が長引いた方が飯の種になるからだ。

育成会には内部に多くの弁護士がいるのに、高い金を払って人権を無視する経営法曹弁護士を雇っているのは、経済的な負担を増やすだけでなく、会の趣旨にも反するものだ。経営法曹弁護士は法的知識はたくさんあり、勉強もやっている。しかし、汗水たらして働いたことがないので、労働現場のことはまるで分らない。軽視はしないが、恐れるに足りずだ。

編集後記

世間はGWとかだが、集会やら闘争以外で遠くに出掛け無くなったのは、一体何時からなのだろうか、とと思っているうちに今年の連休も終わってしまった。

風かおる 空高くして 鯉およぐ、なり。(俊)
 今回、原稿を書かせていただきました。自信はないですが、思いのたけを出しました。ご一読いただけるとありがたいと思います。(K)

UTG 活動予定&インフォメーション

5月・6月のスケジュール

5月	11日	日	第19回外登法・入管法と民族差別を撃つ全国研究交流集会 とき 午後1時～ ところ 横浜市教育会館(神奈川県横浜市西区紅葉ヶ丘53) アピール 韓国・民主労総、牛久入管収容所問題を考える会、動労千葉ほか / 参加費 1000円(前売 800円) 主催 同集会実行委 (tel.090-6103-6322)
	13日	火	育成会分会会議 組合事務所
	15日	木	阿佐ヶ谷市民講座～「日の丸・君が代」根津公子さんのたたかい とき 午後6時30分～ ところ 劇団展望(杉並区阿佐ヶ谷南3-3-32) 講師 根津公子さん(都立あきる野養護学校教員、被処分者) / 参加費 1000円(学生 500円) 主催 阿佐ヶ谷市民講座実行委 (tel.070-5577-5110)
	19日	月	育成会分会都労委調査 都庁 34階 13時半～
			育成会分会団交 全日本育成事務局会議室 17時半～
24日	土	憲法フェスティバル ～誰のもの?いのちと心 とき 午後1時開会～5時 ところ 九段会館ホール(地下鉄「九段下」すぐ) お話し 鳥越俊太郎さん(ジャーナリスト)、井筒和幸さん(映画監督)ほか 参加費 2500円(前売 2000円)、大学生 1500円 主催 同実行委員会 (tel.03-3225-7007)	
6月	2日	月	UTG 執行委員会 19時～ 組合事務所
	3日～4日	月火	イラク写真展(予定) 九段生涯学習センター 主催:千代田懇談会
	7日	土	国鉄 1047 名闘争と「日の丸・君が代」不起立闘争を共に闘う第21回ス労自主を支える会東京総会 とき 14時～17時(その後交流会) ところ 東京浜松町海員会館 第1会議室 記念講演 河原井純子(君が代不起立被処分者) ゲスト 国労5.27臨大闘争弾圧被告団
	13日	金	裁判員制度はいらない! 6・13全国集会 とき 午後6時～ ところ 東京・日比谷公会堂 ゲスト発言 小田中聰樹(東北大学名誉教授) / 池内ひろ美(家族問題評論家) 呼びかけ人アピール 高山俊吉(弁護士) / 今井亮一(交通ジャーナリスト) / 蛭子能収(漫画家) 落語 林家時蔵「裁判員制度はハナシにならない」 主催 裁判員制度はいらない! 大運動(〒160-8336 新宿区西新宿3-2-9 新宿ワシントンホテルビル本館 2406号 新都心法律事務所 TEL03-3348-5150 FAX03-3348-5153) / 入場料 1000円